

○新潟大学教育研究院自然科学系に所属する任期制教員の再任に関する要項

第九条 審査の手続き等

2 再任審査に必要とする書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 教育研究業績書
- (2) 研究業績の概要
- (3) その他再任審査に必要とされる著書、論文等

法律、規程で使う「等」は、具体的な書類の列記を省略しているため、それが何を指すが明確であることが前提です。したがって、「等」には、その他の書類の広い意味はありません。

○国立大学法人新潟大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

(人権の尊重及び守秘義務)

第16条 ハラスメント委員会委員、相談員、調査委員会委員、関係部局長及びその他ハラスメントの解決に向けた手続き等に関与する者又はこれらの職にあった者は、当事者及び関係者のプライバシー、名誉その他の人権等を尊重するとともに、当該ハラスメント相談、事実関係等の調査等に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第三回  
個別交渉

驚きの事実が判明

規程外の資料で再任審査

ハラスメントの守秘義務違反

三月九日、任期制教員の再任に係る第三回目の個別交渉が開かれました。再任審査の手続きが議論となり、再任審査で審議された書類が問題になりました。自然科学系に所属する任期制教員の再任審査に必要とする書類は、上の枠に示す教育研究業績書、研究業績の概要、その他再任審査に必要とされる著書、論文等の三つのはずです。

ところが、本件の再任審査には三つの書類と「教員配置検討委員会審議概要」の他に規程外の資料が含まれている事実が判明しました。

審査に規程外の書類が含まれていることから、手続きに瑕疵があることは明白です。さらに問題なのは、ハラスメントに関わる書類が資料として添付されている事実です。上枠に示す本学のハラスメントの防止等に関する規程では「当事者及び関係者のプライバシー、名誉その他の人権等を尊重し」、「守秘義務が課せられています。にもかかわらず、再任審査ではその資料が配布されたことは重大なハラスメント防止規程違反であり、人権問題です。

自然科学系教授会議の手続きは「適正」どころか、まさに不適切だったわけです。

一事不再理無視の二重懲罰

学系長の説明では、規定の三項目の資料については「一定の評価がされた」とさらりと答弁し、その後長々とハラスメント事案についての資料に基づいて説明されました。一般に、不正などの懲戒的事項は再任審査とは関係なく、調査・検討し、処理されるはずですが、ハラスメントをさらに再任審査委員会で審議するならば、一事不再理を無視した二重懲罰になります。これではセカンドハラスメントとしか言いようがありません。

これらの経緯から、創生学部長が規程に基づかない、人権の尊重と守秘義務に違反した書類を闇雲に作成し、学系はその資料を鵜呑みにしてしまったとしか言いようがありません。規程に基づいて適正に処理していたならば、今回のような事件は発生しなかったはずですが。

手続きの適法性が瓦解

学部長は、懲戒やハラスメントの書類が規程の3に該当すると強弁し、さらに「何が問題かわからない」と答弁し、参加者からは驚きの声が上がりました。ハラスメントおよび懲戒などの書類を再任審査に利用する根拠を示すことができず、手続きの適法性は瓦解しました。

さらに、その内容の議論に至れば、より深い闇の部分が明らかになることも予想できます。

# 聞き取れない棒読み

## これでは説明・回答に値しない

### 虚偽答弁の発覚

### 説明文書を提出せよ

### 大学自治を守る

組夫 第三回の個別交渉で

組合の意見書に対する学部長の説明にはがっかりしたね。

合子 聞き取りにくいうえで

に、肝心なところが何を話しているのか聞き取れなかったわ。

組夫 あれは誰かが用意した

文書を棒読みしていたからだよ。

合子 組合に対して説明しようとする誠実な姿勢が感じられないわ。

組夫 聞き取れないので、文書の提出を要求したら、

労務福利課長は、文書でなくてメモなので提出できなと言っていたね。

合子 説明を理解してほしい

なら、文書やメモ、資料に関係なく提示するのが筋だわ。

組夫 説明したと言いな

ら、その資料を見せない

なら、誰からも信頼を得られない。誠実交渉の義務違反だね。

合子 学部長と学系長は、

労務福利課長と説明文書について事前にやり取りをし、すでに用意されていたことを認めていたわ。

組夫 だったら、三月八日の

課長のメール「事前に組合側に提示する体裁ではありません」は虚偽の答弁になるね。

合子 メモを次回前に提出す

べきよ。労使は対等の関係であり、組合が文書で出したら、大学当局も文書で回答すべきだわ。メモを処分したら、証拠隠滅で本当に重大なことになるわ。

組夫 森友、加計学園では、

官僚による虚偽答弁、改ざん、証拠隠滅などがあつたが、新潟大は大丈夫かな。

## 速やかな和解、合意の形成がなぜできない

合子 これまでの個別交渉

を見ていると、規程を無視した手続きが明白だわ。

組夫 誤ちを謙虚に認め、

規程に沿って、公平で適正な審議をやり直すのが賢いやり方だね。

合子 このまま突っぱねても被害が大きくなるだ

け。

組夫 今回のような異様な

事件が偶然起きたとは考えにくい。何か背景があるようにも思えるね。

合子 恣意的な評価がまかり通るようでは、学問

の自由や大学自治がなくなるわ。学生の意見も一つではなく、多様なのにね。

組夫 なぜに、固執するの

か。和解してお互いの損害を最小限にするのが一番。

1. 「軍事への寄与を目的とする研究は行わない」ことを宣言した新潟大学科学者行動規範・行動指針の精神に基づき、2022年2月以来のロシア軍による先制攻撃・ウクライナ侵攻、ウクライナの大学を対象とした軍事行動について抗議し、一日も早い平和回復を求める学長声明をだすこと。
2. ロシアのウクライナへの侵攻下にあっても両国の学生・教職員と家族の人権が守られるように配慮すること。

ロシアのウクライナ侵攻に関わり、上記の2点を第3回個別交渉の冒頭で要望しました。これに対して、牛木学長は他大学の学長発信などについても認知しており、学長発信については用意をしている旨の回答がありました。ただし、本学に来訪している教員や留学生に配慮して、声明を出す時期を熟慮しているとのことでした。牛木学長の見識ある判断に期待するものです。